

人とヤド 人宿組合と武家奉公人

長 倉 素 子

はじめに

従来「奉公人」に関する研究は、社会経済史的な観点から農村構造の変化にともなう奉公人形態の変遷等に主力が注がれてきた。そして今日、その歴史的位置づけに関しては幕藩体制社会全体の認識とともに大きな研究課題とされている。⁽¹⁾脇田修氏は元禄期以降の奉公人に、初期賃金労働者の性格を認め、日傭は前期プロレタリアートとして把えるべきであるとされている。⁽²⁾一方、都市における奉公人に関しては、この期を近世大資本の萌芽期と見、それに付随して商家奉公人の研究もすすめられている。⁽³⁾その中において、武家奉公人(いわゆる軽き武家奉公人と称される徒士・若党・足輕・中間・小者等)に関する研究は極めて遅れているといっても過言ではない。間々みられても地方史料を根拠にしたきわめて地方の特殊性の強い⁽⁴⁾もので、普遍的・大局的な武家奉公人に関する研究は非常に少ない。⁽⁵⁾また

その発生形態よりみれば、地方知行・役家体制に関連する問題⁽⁶⁾もあるが、本稿ではいわゆる「奉公人」の範疇内で、武家奉公人というものを把えてみたいと思う。

武家奉公人は次第に譜代から一年季の出替り制となったため、そこにひとつの性格変化が生じた。そのうえ武家社会の最下層部を構成するという宿命上、本来の身分は他の奉公人と同様町人でありながら、武家奉公人である間(武家奉公中)は武士の格として扱われるという特殊な様相を呈していた事情もあつて、史料的に実態把握は難解に思われた。そこで出替り奉公人を武家社会に広汎に供給した機関としての「人宿」(そう定義して良いと思う)に焦点を合わせてみた。旧幕引継書内の文書を基本史料として、請人制度と組合制度を中心にその果した歴史的役割について考察する事により、武家奉公人の実態を幾分なりとも明らかにできるのではないかと考えたからである。

またこの人宿⁽⁷⁾について、初めて本格的な研究に着手された南和男氏の論文を道標とさせていただいたことに感謝するとともに

に、その不足している点をできるかぎり補なってみようと
思う。では奉公人請負制と人宿・人宿の組合制度の変遷、組合組織
の拡大と細分化、請人制の矛盾について、逐次検討してゆこう。

(1) 秀村選三「近世雇傭労働史の研究史と問題点」(社会経済史
学第三一巻第一一五号所収)

(2) 脇田修「近世封建社会の経済構造」(第四章近世前期におけ
る奉公人の研究)

(3) 一例を示すと、原田敏丸「徳川時代近江商人の店員組織——
日野の豪商中井源左衛門家の場合」(『近世日本の経済と社会』
所収)、平山悦子「近世三井家の商業使用人」(史論第八集所収)
・藪重雄「紀州藩の中間奉公」(日本歴史一〇二号)、山口麻
太郎「平戸藩の札者制度について」(地方史研究第十巻六号)

(4) 秀村選三「近世前期肥後における上方抱下し者」(九州文化
史研究所紀要第八・九合併号)

(5) 北島正元「武家の奉公人」(進士慶幹編『江戸時代武士の生
活』所収)、南和男「江戸における武家奉公人の変質——
譜代より出替りへ——」(国学院雑誌第六六巻)。ただし法制
史的な研究には優れたものがある、金田平一郎「徳川時代に
於ける雇傭法の研究」(国家学会雑誌第四一巻第七号・十号)
・田中喜男「近世奉公人資格規制の変遷過程」(日本歴史一四
五号)等。

(6) 本稿では触れていないが、近世初期の武家奉公人について研

究する際、重要な関係を持っている課題である。佐々木潤之
介「軍役論」(『日本史の問題点』所収)等々にとりあげられ
ているものである。

(7) 南和男「江戸の武家奉公人と人宿について」(都立航空工專研
究紀要第一号)

一 譜代奉公人の消滅と

出替り奉公人の出現

下級の武家奉公人は武家社会成立当初から存在したのであ
って、平安後期以来武士に家の子郎等があつて、主従関係は親密
で、同一主家に永続的に隸属して世襲的にその主家の労役に服
した。当時の武士は主に田舎に住み自給自足の経済生活を営
み、武器・馬具の製作をはじめ、土地の耕作に至るまで、すべ
て譜代の従者に依存していたので、彼等は必要不可欠の存在で
あつた。これがいわゆる譜代奉公人である。

近世初期、兵農が未だ完全に分離していない段階では武家下
級労働力の補充は容易であつた。『昇平夜話』に「信長の用ひ
玉ひし其初は、百姓の内より力量有て剛勢なる者をすぐり出
し、三間柄の鎗を持たせて敵をたたき崩す手癖なりしとぞ、是
に習て諸家に用ゆる所も其初は百姓の中より大兵強力なる者を
撰出し、長柄鎗を持たせ」たと見えてゐる。しかし刀狩検地等
の兵農分離策を契機として、在地の給人名主層の百姓化・武士

化（家臣団への編入）の区分が明確になってくると、それに付
 れて在地から徴収していた下級の武家奉公人も固定化してく
 る。慶長六年には「給人並代官知行の百姓召仕候とも、知行替
 有之に付、三ヶ年以來のものは其在所に可_レ殘置、及三四ヶ年
 は其主人可_レ相任、自然不_レ遂_レ百姓、又於_レ致_レ奉公人は、先主に
 可_レ相付_二事_一という規定が定められるようになる。奉公人の雇
 主である武士が完全な地方知行を行なっていた間に比べ、武士
 が城下町に集住すると、下級の武家奉公人の補充が制限を受け
 るようになる上、参勤交代や江戸藩邸等国元のはかに生活領域
 が拡大され、これが武家奉公人の需要を増加させた。更にまた幕
 府の直屬家臣団の軍役が制度化されると、例えば二百石の土は
 八名、二百石の土は十名、千石になると二十一名の規定、これ
 に基づいた軍役量の確保を計ろうとし、諸藩でも大坂の陣・将
 軍上洛・日光社参・島原の乱等の動員を契機に幕府への忠誠を
 誓うために家中の軍役を整え、この軍役の要員である下級の武
 家奉公人の需要がここに俄に高まったのであった。北島氏の言
 葉をかりれば「島原の戦乱がやみ、軍役の臨戦的性格がしだい
 に失われ、しかも都市生活者、また新しい封建官僚として繁雜
 な行政的事務の執行者に転化した封建家臣団が、戦国的な軍役
 のにない手としての譜代奉公人よりも、役方事務機構の下級勞
 働力として手堅に役に立つ出替り奉公人のほうを要求したのは
 当然³⁾」であり、国元に育った者よりも江戸の公務上の慣例や地

理に明るい者を用いたのである。⁴⁾また城下町での武士の生活は
 貨幣経済の進展に伴って消費的になり、固定された収入のため
 向上する経済生活に順応できず、困窮するものが増加した。そ
 して譜代奉公人は徒らに主人の禄を空費する厄介者となってい
 く。⁵⁾

以上のような理由から江戸中期頃より譜代奉公人が解放さ
 れ、期間、給金を定めて雇い入れる出替り奉公人の出現を広汎に
 見るようになり、ここに至って主従関係に基づく終身奉公人の
 譜代奉公人が消滅し、³⁾雇主が給金を与えて奉公人の労働を買
 うという雇傭契約による武家奉公人が出現することとなった。

- (1) 『昇平夜話』（日本経済大典十四所収）附録長柄者の項
- (2) 『加賀藩農政史考』第八編（百姓奉公人の定
- (3) 『武家の奉公人』（進士慶幹編『江戸時代武士の生活』所収）
一三八頁
- (4) 『政談』（日本経済叢書卷三所収）三七二頁に「出替者ハ（中
 略）年々人ヲ置替レバ、新キ人ヲ珍ク仕故、氣改テヨシ、世
 間ニスレタル者ナレバ、供廻使等言付テモ利ロニテヨシ、如
 此ナル子細ニ依テ、人々皆出替者ヲ好」と見られる。
- (5) 前掲書三七二頁「譜代ハ面倒ナル者也、家内ニテ生レル者
 ナレバ、幼少ヨリ介抱ノ入ルコトナリ（以下続く）」
- (6) 出替り奉公人（＝出替者）は、広義にみれば年季奉公人の一
 種である。いわゆる年季奉公人とは、一定期限、商家では十年

あるいは二十年、職人の弟子では十年、主家に奉公し、技術を修得し、暖簾分けして別家として独立することが目的であったから、その雇傭期間中は雇主の家族の一員として、身分的な従属者であり、衣食住は勿論、その他算筆等の教育も雇主によって行なわれるので、特定に賃金をもらうわけではなかったが、出替り奉公人はその点が異なり、労働に対して給金を受け取ることを前提としたものであった。その雇傭期間が一年（一一年）、まれに半年もあった、であったからこの者を一季奉公人・一季者・一季后（ちよび）と称した。出替り奉公では出替りを行なうべき始期終期を一定にし、これを出替り限と称した。これに関しては後日機会があれば述べてみたいと思つてゐる。

(7) 『政談』三七一頁「元ヨリ有来ル譜代ラバ、後世ノ為、慈悲之為杯ニ托ケテ、ヒマヲ出シテ、今ハ武家ニ絶テナシ」

二 奉公人請負制と人宿

出替り奉公人の供給源は農村からの出稼人(1)で、江戸に親類や同国の知人があり、その紹介で職につく場合を除いて、そのほとんどが周旋業者を介して行なわれた。これがいわゆる「人宿」といわれるものである。

人宿は専ら、短期の一季・半季奉公人を扱い、しかもその多くが、武家方の奉公人であった。享保十年に「奉公人出代り之節、急ニ相止候ては武家方差支可申候（中略）尤入口相止候

ても町方には少も差支候儀無御座候」(享保要要類集 四十四)とあることや、寛政十二年に「近年別て不埒之人宿共多、甚不取締ニて、欠落者不絶、別て武家差支相成候」(市中取締類集人宿)とみられることがそれを示している。

この「人宿」なる語は、法令用語であつて一般には入口・口入・口入人・奉公人之宿・肝煎(2)の宿・けいあん(桂庵)等と呼ばれてゐた。この語の初見を金田平一郎氏は貞享四年正月とされたが、南氏はそれより半世紀も前の「御徒頭無名氏之記」(内閣文庫)中の寛永十七年十月十七日の条にみられると正された。農村史料にも「口入」があらわれるが、ここにいう「口入人」とは貧窮農民層で人身売買が密々行なわれていた頃から存在した公共性を帯びない純粹に私的なものであるかと思われ、

「人宿」なる語が使用されはじめた頃から、公共性の強い専任業者としてのそれがみられるようになったと解して良いと思つてゐる。また町方の武家奉公の史料にも「口入」があらわれる。(4)「口入」の者より御屋敷に近い口入人の意であろうか、「殿前口入」の存在も知られる。しかしこの点は史料不足のため、保留しておこう。享保四年、大坂辺から西国筋の五嶋平戸・大村辺に奉公にでている「おこし奉公人」について、幕府から各藩主に申し渡しがだされてゐるが、その文中「おこし奉公人」を口入する者がみられ、また秀村氏の「近世前期肥後における『上方抱下し者』」からも、大坂に口入業者の存在が

知られるのであるが、当時すでに法令用語として使われていた「人宿」なる語は用いられていない。

江戸に出た出替り奉公人は、人宿に止宿して「寄子」^{よこご}、「出居衆」^{でいけしゅう}（後に人宿が組合を作るようになると「組子」^{くみこ}ともいわれる）とらしいことが市中取締類集人宿取締之部^(一)にみられる。）となり、奉公口を探したのである。奉公人は一度その人宿の寄子となると、たとえ奉公先は変っても人宿を変えることはできなかった。それ故人宿は勢力拡大のために、より多くの寄子を持つようとしたのである。その方法として人宿は、品川（東海道）・板橋（中山道）・千住（日光道中・奥州道中）・内藤新宿（甲州道中）等各街道の第一の宿場、江戸の支間口に召使いを送って積極的に寄子に引き入れた。そのため悪質な寄子奉公人もたのであった。

人宿に止宿して奉公先が見つかることまず「目見え」^{めみえ}が行なわれた。これは奉公人が御屋敷まで出向いて主人に対面し、これで話が決まり奉公することになると、主人側から手付の前渡給金（取替・本金等と称され、約定金額の一部あるいは過半）が、奉公人からは請状がだされた。^{世風俗聞集(一)二九頁}商家奉公人のごときは奉公後一二年または四五年を経てから差し出すこともあり、徒弟奉公等でも請状は必ず作成しなければならぬものでもなく、口約束などで堅く守られていたらしい。^(遠藤元男 歴史一 七六頁)

しかし短期の武家奉公人においては、治安上請状は必要不可欠のものであったろう。その請状には一、人物の保証、一、宗旨且那寺の明示（切支丹ではないこと）、一、不祥事が生じた時の責任を負うこと（前渡給金の返却や代人を差し出すこと）等が記載されている。請状を作成するのは奉公人自身ではなく身元保証人たる請人である。そのため奉公人の請人となる者は、万治二年以降「其奉公人之國所を承届」^(一)けてから請に立つように命じられた。これは欠落者等が再度奉公に出るのを厳しく取締るためであった。寛文五年には請人は確かな人主・下請人を選び、手形を取り置き請に立つこととされた。これにより請人の下請人に対する吟味が強くなり、「在々より奉公ニ来候者共致し難儀ニ不在付」^(二)在所え帰候族有之」という事態を引き起こしたので、奉公人相応の下請があったなら請判をするようにと改正された。さてここに見られる「人主」^(三)（やり主）とも書かれる場合があるらしい。「下請人」とはどのようなものであろうか。

人主は原則として奉公人の父兄が保証人となった場合をいい、法律上当然保証の責任が生じ、奉公契約における担保と請人に奉公人の人物保証とをすることであった、しかし江戸中期以降は形式的な連署者となり、実質的に親類縁者であることも少なくなり、人主の制度は衰えた。また、下請人は奉公契約における担保はせず、請人に奉公人の人物を保証するのみで、上請あるいは本請（請人）に対する下請の意で、人主・下請人の

両者を下請人と称する場合もあつた。

請状の差し出し主である請人は、奉公人の保証人であり、それに伴う種々の義務を負つてゐた。それは、奉公人が逃亡（ニ欠落や取逃）及び引負（ニ主人の金銭を無断で使い込むこと）をした場合には、その受領した前渡給金を代償すること、逃亡した奉公人を一定期限（原則としては三十日）に尋ね出し、雇主に引渡すこと（ただし武家奉公人が請人である場合は奉公人尋ね出しの義務を負うことはなかつた）、また、取逃品があれば捜査して雇主に返還し、引負金を弁償すること等々を保証したのである。

次に、奉公人が欠落引負してしまつた場合の請人にかかる刑法上の責任について時代を追つて見てみよう。元和五年には欠落者の請人は「申定候切米之一倍」を、また、御陣・御上落・普請などの大事の時に出了た欠落者を尋ね出せない場合は「為_レ過料_二右約束之一倍」を、（これを履行しない者は牢舎、そのうえ主人に任せる）、特に公儀御法度に背いて欠落した者を尋ねだせないときは「請人可_レ為_レ死罪_二事」と定められた。更に五十年程後の寛文六年には番所へ奉公人欠落を訴え出られれば「受人を_レ手鎖をおろし、惣店之者_二預ケ、毎日封印を致させ、屋守を_レ籠舎」に申しつけられ、奉公人・請人共に欠落をすると「（請人の）家主手鎖をおろし、其棚中之者_二預ケ、毎日封印を改させ、店受人_二日切をいたし尋させ」ることとなつた。寛文八年には欠

落奉公人をだした請人は、自分の家に住む場合は閉門となり、借家であれば家守は籠舎となつた。元禄十五年の町触では、引負取逃した奉公人の請人は、その給金は必ず弁償すること、引負取逃の弁済金は請人の「一分限有次第」、不足分は主人の損失とした。

しかし実際に弁済を迫られた側の実情は「請人_二人主身上相潰候ても_レ不_レ埒明_二候_二付、手錠又は牢舎_二罷成、妻子及_レ渴命_二候由、当人_ハ不_レ届_二候得共、妻子共_レ不便成事_二候」という状態であり、その弁済責任は請人の家持にまでおよび、家屋敷を売却者が続出した。

それ故宝永七年の人宿の組合創設に當つては、「主人より断在_レ之候ハ、請人并組合之者共方より、給金_ニても人代_ニても主人相對_レ之上差出シ、取逃之品は代金_ニ積り七日之内主人え相渡、欠落者は尋出シ、武士方は主人え相渡、町方は月番之奉行所え召連可_レ来候」と改正された。しかし組合の停止されていた享保初期には、請人が御仕置になつていたりまたは欠落してしまつていても「奉公人之_レ雜判欠落取逃等之出入金不_レ殘其請人家主_二互相懸_レ候故、段々夥敷出入_二罷成、末々_ニ至候而ハ、不_レ存寄_二身躰潰候者多ク難儀仕候」と、以前の状態にもどつてしまつたので、享保四年に給金弁済は請人へ急度申し付け、請人の身躰限りとした。こうして給金弁済義務の強制方法が緩和され、また、取逃引負等の欠落者についても請人三十日限の

尋ね。不尋ねは過料にすぎなくなった。更に「奉公人給金借金等之儀ニ付、請人又ハ家主五人組などを屋敷方江留置、濟方申付候事堅無之旨ニ候」と、直接債務責任のない家主五人組にまで及んでいた保証責任を除いたことは、封建的な債務履行義務からの脱皮として注目して良いことである。しかしながら、家主名主は奉公人あるいは請人の身元保証に不可欠の要素であった。勿論これは奉公人一件のみのことではなく、江戸時代における民間治安上の重要な政策でもあったことは衆知の事実であるから、先の享保四年の法令はその責任のすべてが消滅したというのではなく、直接債務がかからなくなったという程度であった。享保十一年に至り専ら請人が負っていた奉公人給金出入の弁済義務を人主も分担することとなり、それを果さないときは、請人人主共に身鉢限りに申し付けられた。

その後、江戸幕府の基本法典である公事方御定書が編纂され、欠落奉公人及びその請人に対する刑が細かく規定され、奉公人請負制が法的に整備確立された。

以上のように保証人には、種々の義務が生じた。そのため保証人となるには規定があった。元禄十二年の法令では女子と十七才以下の男子にはその資格がないこと、貞享四年には下請人は同一主人の奉公人であってはならないことが定められ、さらに奉公人相互に請に立つことも、幕臣が請人となることも禁じられた。また、武家奉公人が人主となるのを禁じているが、後

には黙認されたかたちになった。⁽⁸⁾
 以上見てきたように、江戸時代の奉公契約には、請人が不可欠のものであったため、人宿は奉公人の請人となり債務の保証を請負って、奉公人にその奉公先を周旋するのを業としたのである。

それ故、奉公人からその請人となることに対する報酬として、判銭・判賃・判代等と称されるものを受け取ると同時に、奉公先の口ききに対する周施料を受け取って営業した。この周施料は雇主と奉公人の両方から取る場合も見られるが、⁽⁹⁾その同一史料から武家奉公人の場合も同様であったと見る見方は危険であり、断言してはならないと思う。

このほかに、人宿は奉公人から飯(米)料を受け取っていた。これは人宿方に寄子となつて止宿していた間の養料として支払われるものであった。

人宿の収入は右のごとくであるが、支出としては出入りの屋敷役人へ益暮五節句の遣い物としてだされるもので、年始扇・三月千大根・五月かさご干物・暑中辛籠・益素麴・九月干肴・寒中玉子・暮鹽引、⁽¹⁰⁾参勤の節は風呂敷・手拭武筋など、金額にすると一軒につき一年に貳分巻米位であった。その他参勤交代のときの送り迎えに出る入用も⁽¹¹⁾あった。

ただし、人請契約においては請人が田舎国元に居住する「在方之者」、いわゆる田舎請国請であっても差支えなかったのだ

あって、人宿はそのような者の職も周旋しており、必ずしも自分の周旋する奉公人の請人であるとは限らなかつた。

(1) 一例を挙げれば御触書天明集成三〇一四・『世事見聞録』百姓の事一一一—一四頁等。

(2) 徳川禁令考後集四四二頁「武家之家来供先二而不埒致し候もの并人宿御仕置之儀ニ付御書付」に、「入口之もの、ハ過料五貫文、度々ニ及び候ハ、株取放、或ハ江戸払」とある。株を持ってゐることは人宿組合員であることだが(後述)、ここでは人宿のことを「入口之もの」と呼んでゐる。口入

(御触書寛保。口入人御当家令。奉公人之宿御触書寛保集。請入宿(享保集成総録第四十七)・受人宿(御触書寛保集。請入宿(古事類苑六四八頁所収)・近世事物考温知(むかしむかし物語近世風)・けいあん(近世事物考温知(俗見聞集)・二九頁所収)・桂庵(類聚近世風俗志)上・一三七頁)。

(3) 鷲見等編「泉南地方の奉公人資料」(「近世史研究」一卷三号)中の引用史料より。

(4) 秀村選三氏前掲論文一一四頁より引用(前略ス)

寛永拾九年 午ノ十月
はくらう町卷丁目
おや 浄心 印判
同町おんや
請人 善一郎 印判
口入 仁左衛門 書判
殿前口入 与四右衛門 印判
浅井茂太夫様 参

(5) 「おこし」は送^せ、他動詞下二段活用、送り来タス・ヨコスの意。歴史用語としての「おこし奉公人」は「本国知れざる者之儀」である。古事類苑政治部(四六四頁)には「村こし奉公人」となつてゐるが、これはたぶん「お」の「於」を「村」と読み誤まつた為であらう。

(6) 秀村選三氏前掲論文一一五頁所収の史料を抜萃すると「出水大宮西へ入町、やり主、つる母 書判」

(7) 各法令出典の註は省略した。なおこの法制史的な変遷は南和男氏「江戸の武家奉公人と人宿」にも詳しい。

(8) 禁止令は「正宝事録」七〇慶安五年四月八日。黙認と考えられるのは、享保撰要類集(上拾五・御触書寛保集成二三三二)等。

(9) 判銭(「政談」日本経済叢書巻三、三四八頁)。判賃(御触書寛保集成三三一七)。判代(市中取締類集人宿取締之部(一)に次のようにみられる。
陸尺者人一ヶ年極給金
一、金七兩三歩

内五兩 奉公人江渡ス
壹分式朱 部屋入諸入用其外共
三分三朱ト 入口人宿判代
壹匁八分七リ五毛 諸人諸入用
式分式朱
三分ト
壹匁八分七リ五毛 奉公人下請之者江渡ス
メ金七兩三分

(朱書)

右給金卷兩に付、歩合五分方引下仕、判代其外之儀も
右五歩之割合ニ准シ、引下仕候

(下略)

(10) 『大阪市史』(三)七八七頁、天明八年三月廿日。またここから、周旋料は「口入料」「口銭」「世話料」と称されていたことが知られる。

(11) 金田氏の説(前掲論文(三〇頁))を、南氏(「江戸の武家奉公人と人宿について」二頁)も引用している。

(12) 市中取締類集人宿取締之部(一)、天保十三年九月。

三 人宿の組合制度の変遷

(一) 人宿組合の創設

人宿の組合は、宝永七年に創設された(御触書見保集。これは幕府からの通達によつたもので、従来の「人宿之譯」「仕形」を改め、名主家主五人組の監視による町奉行支配下に制度的に組み込まれたことを意味する)。

それでは従来の人宿の譯・仕形とはどのようなものであったろうか。宝永三年の法令中、寄子を長期間手許に置いて奉公に差し出さない人宿がみられる(御触書見保集。これは奉公人不足をきたす原因を作つた。また同六年の触書には奉公人の請人である人宿の悪業が克明に描き出されている。「奉公人之請人近年別て不將に有之、致請狀一給分取之、不引越、又ハ引越一

兩日相勤、致欠落候族数多有之、(中略)畢竟人宿之徳分ニ成候様ニ相聞候、三番所之届有之召出於三番所申付候給金取逃之儀も、連々ニ致返弁一候得は、事済候と存」じている者がいたり、さらには奉公人が欠落をしたので請人に伝えると請人も欠落したり、店を替えたり、相互に支配違いの場所へ行つてしまつたりという有様であつた(御触書見保集)。

そこで翌同七年、組合結成令が下されたのであり、当然その目的としたところは、宝永七年以前の法令にしばしば見受けられる「判賃飯料の外、奉公人え何角とむさほりたる儀申懸、金銀を取、奉公人難ニ相勤様ニ仕」らせたり、「奉公人欠落致させ請人を替、外え奉公ニ出」すような、人宿自体の不正を取締ることにあつたが、人宿は奉公人の請人であることからさらには、奉公人を監督取締り、欠落取逃等の悪事を減少させ、ひいては「武士方若党・中間ともに致請狀・取替金請取、奉公人不利為引越」又は四・五日相勤候内、取逃等為致」と、雇主である武家方の被害の減少・防止を意図したと考えられる。

その取締り方法として三百九拾余人程の人宿を三拾人ずつの拾三組に編成し、取逃欠落奉公人が出た場合には、請人と組合両方で弁済するという方法がとられるようになった。いかえれば、従来個々の人宿が負担していた責任を、組内の人宿の連帯で負担させるという確実な弁済方法をとり、これに背く者は人宿組合の自治の中で除名させ、ここに幕府はその組合を手中

におさめることとなったのである。

以後組合外で人宿をしている者があれば証拠を取って奉行所へ申し込ませて、組合外の人宿は認めない方針をとったが、町人で、親類または同国の好身(トモ)(一〇誼)で一人二人の奉公人の身元請をするのを許していたところ、組合外請人の寄子が欠落をすることがわかったため、寄子が五人以上いる者は、それが親類同国人でも人宿家業とみなすことにした。

(二) 組合停止

しかし組合結成の僅か三年後の正徳三年「人宿組合出来候以後、取逃欠落者の為にもさしてならざる由、相聞候、此義停止有之」と、人宿組合は停止された(御触書寛保集成二九一五・二九一六)。

そして雇主に対しては古来のように確かな請人のある奉公人を召抱えるように、奉公人に対しては「狼ニ不レ成様」また「扶持給金弥高ク不レ仕様」と付け加えている。幕府の意図したような成果を得ることができず、組合組織による人宿・奉公人の掌握策は不成功に終わったものと考えられる。

組合停止から十年余を経た享保九年、奉公人の取逃欠落は止まず、さらに人宿共の内「当前之判賃取候事を専にいたし、奉公人出生并欠落者之吟味も無之請ニ立、(御屋敷へ)差出」す不埒者があったため、以後四・五人も欠落奉公人を出す人宿は名主から番所へ届け出させるようにした。享保十一年、素人(素人宿)

が親類他人の差別なく多数の請に立っていることに注目し、以後拾人以上の請に立つことを禁じた。以来幕末に至るまで、この規定は継続された。

ここで問題となるのは、同じ享保十一年二月の日付で、「諸奉公人請負入口いたし候もの出来、其事ニ付不レ宜儀共有之候間、自今入口停止ニ申付候、此以後相背、内証にて入口いたし候者有之、後日に相知候は、急度可申付候」(御触書寛保集成(五)三三六五)という法令がでていいることである。注意してみると、この法令には、法令用語としてすでに普遍化している「人宿」の語を用いておらず、「奉公人請負入口」とみえるし、入口停止の具体的な理由も指示も示されていない。またここでいわれている「入口」が、奉公人の周旋をする総ての者を指しているのか、或は特定の者を指しているのか、ただ「日雇請負之儀は別段之事に候間、構無之候」とあるので、「入口」の中に日雇請負は含まれないらしい。総ての業者を指したとするなら、進展しつつある雇傭労働に停止をかけた事になる。しかしこの法令はその他の史料との関連性が全くなく、その内容や意義をこれ以上追究することはむずかしい。

(三) 人宿組合再結成

享保十五年二月「近年諸奉公人取逃欠落多く、畢竟請人共不埒之仕方ニ付、今度吟味之上、人宿式百式人に相定」(其向寄

にて三・四十人ほとツムを一組として「組合申付」けられ、再びここに組合組織を通じて、寄子である奉公人並びに人宿の取締りを計ったのである。(御触書保集)その意図するところは、宝永七年、正徳三年の法令に見られるものと同じであった。

だがここで注意したいことは、この法令には経済的要素が織り込まれている点である。「近年八木段々下直ニ候処、請奉公人之給金は前々之通、高直ニ在レ之候」(御触書保集)と米価と奉公人給金の關係を比較したり、さらには徒若党の衣服、布(麻)木綿取交て着用のことと風俗にもおよび、そのようにして彼等(徒若党)の給金を下直に決めれば、「此外之奉公人」の給金はこれに准じて下がるであろうから、そうなった時には人宿の判賃も引下げようにと触れられ、仮定的・消極的ではあるが、ここに奉公人の給金並びに人宿への判賃の引下げが計られた。

次に挙げる史料はこの享保十五年の再結成の御触書案で、享保十四年十二月付になっている。(市中取締類集)。各条目は刊本と同じであるが、その前に「給金之定」がある。

今度相定候

人宿之儀ニ付武土方江御触書案

近年米段々下直ニ候処、諸奉公人給金之儀、前々之通

高直ニ有之候、依之、今度吟味之上人宿貳貳式人ニ相定

組合為之致、給金之定左之通申付候

一並徒之者

一同足輕

一同鎧持

給金 壹兩三歩々貳兩迄

同 貳兩貳歩々貳兩三歩迄

同 壹兩三歩々貳兩迄

- 一同陸尺之者 同 壹兩貳歩々貳兩三歩迄
- 一同御附之者 同 壹兩三歩々貳兩迄
- 一同草履取 右 同断
- 一同袂箱持 右 同断
- 一同中間 同 壹兩三歩々貳兩貳歩迄
- 一同端女 同 壹兩貳歩々貳兩二歩迄

(下略)

人宿から送り込まれてくる武家奉公人の給金を幕府が職種別に細かく公定したものである。これにより各家々でまちまちであった賃金を一定にし、武家の経済上の便宜を計ったものと思われる。これはいわゆる享保改革の経済政策の側面としてとらえてみてもよい問題かもしれない。しかし社会の進展はこのような消極政策では押えきれず、奉公人や人宿の不正悪業は社会問題化して行き、享保十五年以降も人宿に対する取締り令が、しばしば出されている。(御触書保集)

その後天保十二年十二月、水野忠邦の天保改革により、株仲間解散が発令された。これは物価騰貴の原因が株仲間であり、在郷商業が発達し、従来の株仲間では十分な機能を果たすことができなると見なしたためであった。この時人宿組合も「御差止」(1)となった。享保十五年の再結成から百一十年目の停止であった。しかし改革が失敗に終り、忠邦退任後の嘉永四年、在郷商人をも含めた株仲間が再興され、この機に人宿組合も再興された。(2)そして文久二年「諸家ニ而召抱置候奉公人之内、散判蔭判と

唱、組合無之、人宿渡世致候もの受ニ立居候分、番組人宿請ニ引替るようにとの文面からもわかるように、維新まで奉公人の雇備面に必要な機関として存続して行くのである。

嘉永四年町年寄が人宿を取調べた書付によると、天保十二年以前から家業してきた者は三百四十六人、天保十二年以来の新規の者は百三十六人、現在人数は計四百八拾三人である。「享保十五年戌年組合御定人数、二百七十人程」であるとするところ一・八倍、しかし享保十五年当時出された法令には二百一人とみられるから、実際は二・四倍の増加となるのである。

人宿の増加はとりもなおさず奉公人、それも武家奉公人の増加であり、賃金雇備労働者の増加であり、封建主従関係崩壊の一要因をなしたと考えられるのである。

- (1) 諸問屋再興調(「大日本近世史料」収料)三三二頁「人宿取調申上候書付」中にみられる。
- (2) 註(1)に同じ
- (3) 註(1)に同じ
- (4) 市中取締類集人宿取締之部(・享保撰要類集)上十九・御触書寛保集成二三七・徳川禁令考前集(五三三)二六。
- (5) 人宿数は享保十五年二百二人、天保十三年三百四十人位、嘉永四年四百八十二人と増加してきている。

四 組合組織の拡大と細分化

〔一〕人宿株

『世事見聞録』に「公儀の御用すら御替金御上来を始め、諸御用物、町人の請け負ひ、また武備に拘りたる徒士足輕の受け負ひ、旅行の支度、武器馬具諸式残らず町人ならではならぬ世の振合ひ故」とみられるように、人宿の身分は町人である。そして人宿が組合に加入しているということは、「人宿株」株式⁽¹⁾を持つているということである。

そしてこの「人宿株」は普通身内に相続される。次の史料(旧幕引継書内諸問屋名前)をみよう。

山本屋兼右衛門(本郷元町又七店)

兼右衛門(嘉永七年四月、倅相続、伯父上総屋弥市後見(安政四年閏五月休業)

佐 七(安政四年十月家出、深川森下町喜兵衛店)

親から倅、さらに従弟へと受け継がれている。また、「伯父上総屋弥市後見」とあるが本稿〔三〕雇主中の引用史料にも「南八丁堀三丁目藤七店丹波屋入口卯兵衛後見文蔵」とあり、これは人宿株を相続した「兼右衛門」「卯兵衛」なる者が幼少か、病弱かであったために立てられた後見役で人宿は世襲的な職業であったことがわかる。

しかし、宝永七年の組合結成令にも触れられているように、人宿家業を止めた者の跡を継ぐことを望む者があったときには、寄子共を渡して人宿株を譲替えるということも行なわれていた。

また新規加入についても、組合創設当時は「増減無之様」との方針であったが、時代が下ると、素人が拾人より多く請に立つたり、⁽³⁾または日雇入口之名目で大勢の奉公人を差し出すことがあり、奉公人の不取締りとなつたので、この者達に人宿株を申付け、人宿へ式拾人が加入した。このように新規に人宿株を持つ者も現われた。

人宿の総取締りは、町奉行が行なうが、実際に取締りにあつたのは、町年寄樽与左衛門で、人宿組合への新規加入等は、樽役所へ申し出ることとなつてゐた。

幕府は自分勝手に人宿仲間を抜けた者に対しては厳罰に処している。天保六年二月「北御番所江御呼出ニ相成於御白洲御奉行様」より、入年手鎖御預けの刑罰がいい渡されている。仲間抜けをすれば仲間との者と不和になる、すると自然に銘々の寄子共も不和となり、供先において些細なことでも喧嘩口論に及ぶこととなる。その原因を作る基を作つたからというのが処罰の理由であつた(市中取締類案)。

また、不埒な人宿があれば「人宿株取放」「家業取放」が行なわれた(御触書天保案)。
(成六五三他)

その理由として挙げられているものに、(一)欠落者を糺しもせず引受たり、隠置いたり、寄子に組み入れたりした場合、または(二)人宿共が、大勢の奉公人を差し出した場所を競い合うこと、それは人数を揃えるのに出所不正の者や不相当の者を寄子

にするため、程なく欠落し、これが絶えないためで、幕府はこの取締り策として寛政十二年、組合限りに年番月番を定めさせ、⁽⁴⁾仲間内で不正を摘発させることとした。さらに(三)寄子の不埒すなわち江戸抱えの陸尺共が、国ものや知行抱陸尺に対して門前が込み合う時に駕籠を並べ置いて入れさせなかつたり、供先で鎗や長柄を投上、供立場広に供し往來の差障になつたり、風俗が悪く異風に取り拵たり、博奕をしたりする寄子共に対して不取締りである人宿は、家業を取放たれたのである。勿論そのような者を持つ素人宿も厳しく咎を申し付けられた。

(二) 人宿の変質

さて天保の組合御停止時の史料に、「元番組人宿共之内、六尺受負致し、番組御停止以前は番組宿屋之内、手廻り、六尺、既平人杯ト内組相分居候処、番組御停止被仰出候ニ付、当時者無之候由、六尺宿ニ而手廻りは遣ひ兼、中間宿ニ而既別当は遣兼候間、矢張是迄之姿ニ有之由(下略)」とある。人宿組合の内部はいくつかの組に分かれていて、六尺宿と手廻りは別のもの、中間宿と既別当は別のものであるという。これらについて調べてみよう。

六尺(陸尺)人宿は、三代將軍家光の晩年の正保頃から、「駕籠宿」と称して、諸家に日雇月雇人の請判をしてきていた。元禄期には六尺はひとつの風俗となり業を営んできたところ、

寛保二年市村羽左衛門芝居で喧嘩をし翌日仲ヶ間を大勢つれておしかけ、芝居を碎いてしまひこのち人宿拾壹組の内へ割込加入を申し付けられ、駕籠宿の名目を止めて番組人宿となった。正保二年より当天保十三年まで、百九拾八年、およそ二百年間続いてきていると、陸尺人宿の遠州屋長左衛門・武威屋重衛門兩名が述べている史料がある。同長左衛門が、御番書へ申し上げた書付には、当時人宿渡世の者三百四拾人位のうち、陸尺人宿は古来は七人であったが、現在は拾一人であると言書かれています。

なお陸尺は、背丈によって給金の格差が大きかった。背丈五尺八寸より六尺までを「上大座配」、五尺六寸五分より八寸までを「中座配」、五尺五寸五分より六寸五分までを「並小座配」、五尺五寸五分以下を「平人陸尺」として区別し、それが一日の賃銀でそれぞれ銀拾匁位、七匁五分位以下、五匁五分位以下、式匁五分位という差となつてあらわれていた。

手廻り人宿は、天保十三年の書付によると正徳以前から「赤坂奴」と称して、駕籠宿と同様諸家に請判をしてきていたところ、享保十五年に番組人宿へ加入させられた。二十年を経た寛延二年、奉公人の請に立っている者総てが、南御番所の山田伊豆守⁽⁹⁾の寄合に召出されたとき、中間風で「奴」と称し、伊達に拵え、主人の好みだといっている者があるが、「我擧^{がぢ}」であるから請人からそのような風俗を止めさせるようにと令されて以後、手廻り人宿と唱えるようになったという。手廻りとは「手廻り

中間」と記載されている史料もあり、中間を指したのである。天保六年には手廻り内仲ヶ間で、御下馬の混雑時に、月行事四人を決め、御出役の御指図で取締りを行ないたいと申し出ている。(市中取締類集人宿取締之日部)天保六年七月十五日。

天保十三年当時人宿渡世の者は五百五拾人、そのうち、手廻り雇人宿は拾六人、手廻り方出方の者およそ七百五拾余人、これらは皆手廻り方人宿拾六人の寄子であると記されている。一人の手廻り人宿に平均四十七・八人の寄子がいた計算になる。

さて「厩平人」「厩別当」については、そのまま読めば、馬の世話をする中間であるが、他に史料がない上、下々奉公人一般については規定できないため、詳しいことはわからない。ので、厳格には規定できないため、詳しいことはわからない。

このほかに、徒士入口宿・押足軽入口宿が、陸尺入口宿・手廻り入口宿と並記されている史料がみられる。この「徒士」は主人出行時に徒歩で供をし、警衛するものであることは知られているが、「押足軽」とはどのようなものであるうか、『押』にはとりしまる・たすけるという意味がある。幕府の職制に組み入れられた者の中にはこれがみられる。松平太郎氏は「押は足軽にて、行列の仲間小者等の供方を監督す。其一人なるを片押と言ひ、二人なるを両押といふ(中略)幕府の押は徒押と称し、徒士の故参表火番等これに補し、其外中間押・小人押等あり⁽¹⁰⁾」といわれている。

先に挙げた天保十三年十二月の手廻り及び陸尺人宿が人数を御番所へ上申した史料についても一度ここで検討してみたい。それは、

「手廻り人御給金、老ヶ年金六兩者分式人扶持が拾貳兩三人扶持迄有之、尤賄金雜用老ヶ月老人ニ付銀拾匁銀二拾二匁五分迄、月雇之儀ハ老ヶ月老人ニ付 金貳歩式朱式人扶持が金老兩三人扶持迄有之、日雇之儀ハ老人ニ付 銀三百文が七百文迄、足留之儀ハ老ヶ月老人ニ付 銀五匁が銀拾五匁迄有之」

「(陸尺)御給金之儀ハ、老ヶ年老人ニ而金六兩貳分が拾四兩貳分迄、右給金ニ式人扶持が四人半扶持迄相添有之、外ニ難用錢八百文が老ヶ八百文迄有之候、月雇之儀ハ取分老ヶ年割合ニ而被下置ニ候方も御座候、日雇之儀ハ四百文が老貫文位迄有之候」

と記されている部分で、人宿から口入されて一ヶ年単位で給金が支払われている奉公人と同様に、一ヶ月単位一日単位で仕える人宿支配下の者の存在がみられる。

また文政十二年「年行事樽御役所被相聞日雇賃直段其外諸備之廉々御調ニ付御答左之通」(市中取締類聚人)という書付を老番組から拾老番組までの人宿年行事が提出している。

日雇人月雇人とは延享二年八月の「覚」中、「公儀御普請方并諸人足請負之者、総而武家方諸日雇請負之者、并火消方 薦

人足之分、入口請負之者共無違滞、日雇座江罷越 帳面ニ相附 自分之札をも請取、勿論無札之諸日雇相雇中間敷候 尤日雇廿日雇月雇 武家方町方江罷出候者共 札請取候儀及違滞候由 不届ニ候」といわれているように、「日傭座」の支配下にある者、すなわち日用札を交付してもらうために札錢(月二十四文)を収めている者達であった。この日傭座は町年寄奈良屋の管轄下にある。それが何故先の史料に見られるように、樽屋を通じて人宿年行事共へ日雇直段を問うているのであろうか。

それは日傭人の札錢未払い等の理由から、日傭座が寛政九年に閉鎖されたが、その後も日傭人は存在していたのであり(むしろ増加の傾向をたどっていた)、また、もともと日傭人が、武家方に雇われることも多かったところから、日傭座支配を離れた日傭人が、武家方奉公の周旋を主とする人宿の中に吸収されていったと考えることができる。

日傭座閉鎖から四十五年を経た天保十三年には「番組人宿之儀ハ、是迄老番組が拾老番組迄組合相立、老ト組毎ニ仲ヶ間人数不同ニ候得共、惣人数凡三百四十拾人程有之 右寄子共之内、陸尺手廻中間雇徒土押等差出、其外日雇月雇道中通日雇等之渡世致し候もの有之」(市中取締類聚人)と、日雇月雇等は完全に人宿内に組み入れられてしまったものとみられる。更に一般には「人宿は日雇人足の口入をするところであるから(下略)」と解釈されるに至っている。

人宿が法令用語として広く使用されるようになった頃の人宿は、専ら一季、短くても半季の奉公人を周旋していた。それが日傭人の増加がみられるにかかわらず、日傭座が閉鎖されてからの人宿は、日雇月雇の比重が大きくなってきているのであり、ここに前期人宿と後期人宿との間に質の変化がみられるのである。

それは決して急激なものではなく、武家奉公人の雇主である武士の性格変化、経済状態の変化、武家奉公人私底状態等にもなって引き起こされたものであり、封建武装社会の後退に従って譜代奉公人から人宿を介して奉公する一季季の出替り奉公人へ、さらにはその人宿がより短期の日雇者を扱うに至るのである。

(二) 雇主

武家奉公人の雇主は、旗本・御家人ばかりではなかった。ここにその一例を挙げよう(市中取締類聚人宿取締之部曰)。

一 稻葉丹後守様

三拾間堀七丁目

源兵衛店

武蔵屋

御陸尺拾貳人通シ御抱

入口 次郎右衛門

神田久右衛門町彦丁目代地

源四郎店

仙台屋

御手廻拾三人通シ御抱 入口 戸右衛門

一 林播磨守様

南佐柄木町

喜兵衛店

三河屋

御陸尺八人月御抱

入口 吉六

南八丁堀三丁目

藤七店

御押三人月御抱

入口 卯兵衛

後見 文蔵

一 松平玄蕃頭様御手廻(御手廻)

京橋重六町

佐七店

武蔵屋

御陸尺拾六人月御抱

入口 重右衛門

新着町 次郎兵衛店

遠州屋

御手廻拾八人月御抱

入口 重太郎

後見 富蔵

これは天保十四年の史料で、当時の「稻葉丹後守」の譯は正誼、山城淀十万二千石の譜代大名であり、「林播磨守」は上総貝淵一万石の領主林忠旭、「松平玄蕃頭」は上州小幡二万石の譜代大名松平忠忠である。大名も一年の通しや月抱えて、陸尺手廻押等を入宿から雇い入れているのである。

更に次のような史料がある(市中取締類集人)。
宿取締之部曰

御大名様御旗本様方御番所御形

大手御番所

一 請負人方々御抱小頭下座見給金 諸家様ニ而御定高下

御座候間 此分相除

一 御雇足輕小人中間并上下式三度賄御勝手御入用

賄一式 日數十日分

メ代金 四拾六両

大手御番所ばかりでなく、西大手・内桜田・神田橋・外桜田・日比谷・馬場先・和田・竹橋・西・半蔵・田安・清水・雉子橋・一ツ橋・常盤橋・呉服橋・鍛冶橋・数寄屋橋・山下・幸橋・虎門・赤坂・四ツ谷・市ヶ谷・牛込・小石川・筋違・浅草御番所等々の同様の史料が数多くみられる。

これは、『世事見聞録』に、「さて諸手の御門番、又は両山始め所々の防役を勤むるとも、羅紗、猩々緋の頭布、羽織を著、看板法被等の出立は見事なれども、徒士足輕小人等多く雇人にて町人等の請負ひを以て、或は駆付け何程、役場まで至りて何程、手合何程、夜道何程などと賃銭の次第ありて、みな賃銭と弁当等のみ心を入れたるものどもにて、身を入れて役を勤むるものはなし」と書かれている諸手の御門番であつて、『野叟独語』にも「大名辻モ(中略)ワツカノ御番所勤ニモ、一ト番切ニ日雇ヲ買、人足ヲ雇ヒ、人数ノ頭数ヲ合セ、漸ク勤ノ間

ヲ欠ヌリ也、(其甚シキハ江戸内ノ勤登城等モ、徒士鎧持迄一日雇ニシテ、間ヲ合スル方々モ有ト也)」とある。

江戸城には城内諸門を除く外、内外各々十八門、計三十六の郭門があつた。外郭の各城門には番所が置かれ、ここに詰めて守備をする。其勤番は十日交代で、定府の大名は三ヶ年宛此任に服し、参勤交代の者に限り一ヶ年宛とされ、病氣により在府する時は、普通の三年を期限とした。其職掌は城門の出入を監視し、異変に備える(異変に当つては、担当の城門を守つて事に当る)ことを本務とし、門扉開閉、門内の清掃、打水、破損修理の届出等、すべて一門の用務を取扱つた。ここで呉服橋(二万石限りの外様大名の担任とされていた)を例にとり、その仕事内容を見てみよう(市中取締類集人)。

呉服橋御門御番所御振合

一 小頭 貳人

日數十日分御雇

一 下座見 六人

每人ニ付賃銀拾五匁之宛
日數十日分御雇

一 足輕 三拾拾人

每人ニ付賃銀九匁三ト宛
日數十日分御雇

一 御幕下 貳人

六人内貳人御手人ニ而相勤

此取

御幕下

六人内貳人御手人ニ而相勤

袖下番

貳人

御門下 六人

舂形 四人

外張 五人

御使番 四人

御橋金物敷 式人

錢瓶橋同断 式人

世話役 式人

小人中間 三拾三人 内式人御手人

一 日數十日分御雇

壹人ニ付賃金六匁三ト宛

此訳

御幕下 式人

袖下番 式人

御門下 式人

舂形 式人

外張 四人

水打番 四人

掃除番 六人

御勝手人 四人

上茶番 式人 此分御手人ニ而相勤

下茶番 壹人

役割 壹人

世話役 式人

三拾式人内式人御手人

賃金五百匁匁下

此訳

銀三拾匁

同五拾五匁八ト

同式百廿六匁三ト

同百八拾九匁

小頭式人御雇日數十日分

但一日壹人ニ付銀壹匁五ト宛

下座見六人御雇右同断

但一日壹人ニ付銀九ト三厘宛

足輕三拾九人御雇右同断

但一日壹人ニ付銀七ト三厘宛

小者中間三拾人御雇右同断

但一日壹人ニ付銀六ト三厘宛

ここでいう十日雇は勤番が十日交代であったからであろう。

またここに見られる「御手人」は御手の内の人数、すなわち譜

代の奉公人であろう。これによると、小頭・下座見・足輕・人

小・中間等がその主たる働き手であることがわかる。それ故大

名旗本が、城門守衛の番に当る際には、人宿から多数の武家奉

公人を雇い入れていたのである。

松平定信が『諫鼓鳥』の中で、「一、諸大名参勤の次第、在

府三ヶ年在国三ヶ年凡そ三十年程の見渡しにて先づ行ひ見度も

の也、其上寄々計策もあるべし、右三ヶ年の内格別の儉約被_レ仰

出、諸家より時服等の献上物其外時々献上も、右年限中は止め

らるべし、一、大名へ御門番被_レ仰付候事、尤も不得已事也、

さりながら右入用程は上より之を可_レ被_レ下、夫も御振合にて

難成候はゞ、右年限中は是を下さるべし、其外御普請御手伝等の儀も、暫らく御用捨あるべし」と述べている程、門衛は参勤交代と並んで、大名にとって重要な任務であったわけである。

これはいわば封建武裝制度の特色であり、平時における軍役の一種であるが、このような場合にも人宿からの奉公人によってまかなわれる有様となつていたのである。

このほかに、この雇主の項に付して良いものに、妾奉公をあつせんした「女宿」なるものがあるが、紙面の都合上削除した。

〔四〕 中間搾取の出現

従来人宿は御屋敷と奉公人の間にあつて、奉公人の周旋や請に立つものであることを述べたが、人宿の中からさらに、人宿と奉公人の間に立ち多大の中間搾取をする者が出現した。⁽¹⁴⁾

その発生過程は、人宿共が寄子として御屋敷へ遣わしていた者が、その者の働きによって屋敷懸り役人に取り入り、部屋頭・棒頭・小杖・町頭・役割・大若イ者・小若イ者・部屋子等という名目の者となつて、人宿の手を離れ、御屋敷方抱えになる。部屋頭共は多く町方住居をし、妻子を持ち、御屋敷によつては長屋を下さる向もあり、平日者に長じている。人宿から奉公人の取締りを申し付けても受けつけず、それを、御屋敷に告げるので、他の人宿に替えてしまう御屋敷もある(市中取締類集人宿取締之部四)。そこでよるべき奉公人は部屋頭に頼むことになる。陸尺・足輕・

手廻り中間の内で、奉公人を給人あるいは武給人と入れ込むときには、人口人宿から部屋頭町頭が一手に引き受ける。そのため手当(二給金)が、これらの者達の思い通りになつてしまつたのである。

例えば入口人宿が部屋頭へ中間奉公人を頼む時は「奉公人一人二付、老貫文宛相渡、右之内、八百文、奉公人江給金三月々相渡、式百文、部屋頭世話料ニ受取候年来之仕癖」と、実に二割の中間搾取をされるのである。扶持についても「或人扶持取候者江ハ、宍人扶持或ハ半人扶持位当人江相渡、其余ハ入口之者并部屋頭棒頭共之内江受取候」という有様であつた。

このように人宿が奉公人を部屋頭共へ任せ置いてしまふので、給金が少なくなり、取逃欠落をする奉公人が絶えない(尤も欠落取逃等の弁償は部屋頭が行なうので、余分の給金は渡さないと弁解しているのであるが)。し、奉公人の取締りは部屋頭共が行なつているという実情であつた。

この時点に至つてはじめて、人宿方は屋敷方抱えであろうとも、家業筋のことだから、人宿自身が直接部屋内を取締りたい、これを聞かない者がでたら名前を上申するから嚴重な沙汰をしていただきたい。そうすればこのような者達は止むであらうと幕府に上申している。

また、この中間搾取に對て、陸尺共は宍人下屋敷抱切という者はなく、一人で五・六軒も出入りをしてるので給金は一ヶ

年で余程になる。特に高給取りの大座配・中座配等は、年式三百両にもなる。これは多分御大名方で、一日五・六両にもなる日があるからであるといっているところを見ると、奉公人の方でもそれ相応の抜け道を考えていたのであろう。勿論諸家掛ヶ持は御触に背くものであった。

(1) 人宿株 (市中取締類集人宿取締之部) (一) 寛政十二年七月。

御触書天保集成六五六三。株式(市中取締類集人宿取締之部

(一) 寛政十二年四月十日。

(2) 市中取締類集人宿取締之部(寛政七年十月に、素人宿の増長により奉公人不取締りとなつたので、人宿自身が武家奉公人の取締りを願ひ出たが、そのためには奉公人一人について判賃九分を取りたてたいと申し立て、差し返された例がある。

(3) 町年寄の職務の一つに株仲間間の統制があげられる。人宿組合は梅屋の統制下であった。

(4) 市中取締類集人宿取締之部(一) 寛政二年八月十二日に次のようにみられる。

〔前文〕御触書天保集成六五五七略ス

壹番組人宿年行事

神田新銀町

久右衛門店

儀左衛門

同 月行事

印

根津門前町

兵助店

武兵衛 印

貳番組迄

十一番組。

年行事 連印
月行事

(5) 年番月番の名称よりも月行事年行事の方が多く使用されている。「番組人宿」とあるのは、人宿に組を作らせ、それに一番からの番号を付けて呼んだのでこのように称せられた。

(6) 享保撰要類集(上廿二)「武士方陸尺共致(徒党)あはれ候ニ付、陸尺之入口相止、人宿組合江割引ニ申付候儀御触之事」に、その間の事情が詳しく記載されている。

(7) 市中取締類集人宿取締之部(一) 天保十三年十二月。

(8) 同年同月の手廻り渡世の勘五郎の書付には、人宿渡世の者五百五拾人となっている。しかし天保撰要類集十五奉公人宿之部にも「惣人数、風三百四拾人程有之」とみられるので、手廻の報告は誤りで陸尺が正しいと思われる。

(9) 南御番所の「山田」なら、肥後守利延であるが、彼は翌寛延三年から町奉行に就任する。

(10) 『江戸時代制度の研究』上、三〇七頁

(11) 『宝曆集成絲綸録二十九』(古事類苑政治部(一)、六三三頁所

収)

(12) 「二十四文」は日備座設立時の寛文五年三月、元禄八年十一

月「二十文」、宝永二年三月「二十文」、享保三年二月「三十文」、延享四年八月一部では「四十六文」と変化している。「学習院史学」第四号四九頁参照。

(13) 『元禄時代』(『日本の歴史』十六所収) 二九二頁

(14) 『世事見聞録』八六頁に「当時武家に入入する諸町人諸職人等、先づ番人を始め、部屋足輕、中間小者等までそれぞれ音物を送り、又は棒先などと号して利分割を遣はし、別けて懸りの役人には格別の賄路を入れ」とみられる。

(15) 市中取締類集人宿取締之部(天保十三年) 十二月廿三日・天保撰要類集十五天保十三年十二月五日。

五 請人制の矛盾

前章第四節に付加しておきたいことは、奉公人の給金をはじめとする諸収入の渡されかたである。「入口之者、御屋敷を給金拾兩受取、右ヲ部屋頭棒頭ト唱候者共五六兩又ハ七八兩位相渡、右之内ヲ部屋頭棒頭共何程取候哉、取候而其残金ヲ当人江相渡候」また、「毎月塩喰代銀拾匁位、屋敷ニ寄相渡候ニ付、右ヲ部屋頭棒頭共預り置、部屋入用ニ致候趣ニ而、残り有之候而も、下土方之者共江ハ一向相渡不申」また、「陸尺共之内、部屋頭棒頭ト唱候ものハ、給金并扶持方共、下土方之者江品々割合相附、不足ニ相渡候」。これらはいずれも天保十三年の史料であるが、御屋敷から奉公人へは直渡しされず、人宿から、場合によっては部屋頭・棒頭等の中間搾取を経てから、奉公人へ

渡されているのである。寛政九年にも「召仕候者給金取立集、其外訳立候出入に而右請人等其外、家中江罷越、格外成理不尽法外成儀申」と、給金は請人が取立集めに家中へ出向しているの(1)であり、寛保元年にも「奉公人請ニ立候得ハ、為判賃」と、給金之内何も請人配分仕候事ニ御座候得ハ、巧候仕形と申儀」と、奉公人の給金の配分は請人が行なっているのである。それ故、宝永八年の触中「奉公人共も有来候通判賃又ハ飯米料出之、外之儀一切請人より不申懸候上ハ、給金も高望為仕間敷事」と、奉公人が給金を高望みしたのも、右のような理由から、人宿の仕業だったのである。勿論素人宿でも「素人ニ而数拾人受状仕、主人方給金為借受、不為引越又ハ欠落為致、老人を所々江奉公済為致、給金当人ニ不_ニ相渡、無_ニ錢_ニ而(下略)」と給金を奉公人に渡さない状態がみられる。(3)

このように奉公人の給金が、奉公人へ直渡しされていないという事、すなわち人宿に経済的裏づけがあったということが、人宿が明治維新まで存続した大きな理由の一つであろう。これは日傭座がその札役銭を徴収できず、運営困難に陥って廃止された事情と比較するとき、一層明確に認識されるであろう。

この人宿の奉公人に対する優位性が嵩じて、果は奉公入を欠落させ、その上別の御屋敷へ奉公に出すという事態を引き起こしたのである。「欠落逐電ノ類近年ハ不_ニ相知_ニ事_ニ成_リ行、大

形ハ永尋ニ成、奉公替レバ果ハ沙汰ナンニ成(中略)、公儀ノ御尋者サハ如此、増テ其外ノ欠落逐電ハ、ヤハリ其砌ヨリ御当地ノ内ニ罷在、只其町其屋敷ニテ、欠落逐電ト言計リ也」という有様であった。このような奉公人の引負欠落及び請人の悪業に対し幕府は取締り令をししばしば発令したのである。

次に、より具体的にこれらに対する刑罰を見てみよう。また幕府の規定と同じ寛政元年の『丹波国亀山藩議定書』とを比較して、都市と地方の異同も明らかにしよう。(括弧内が議定書)

- ・欠落奉公人の刑罰、基本的には金拾両より以上、品物でも代金に見積って拾両以上「死罪」、(引廻之上死罪)
- ・出来心でふと手許にあったものを取逃した場合「入墨敲」(「百敲之上領中払」)

・使いとして届ける品を取逃した場合「入墨敲」(例えば「寛政十年向之上入墨」の焼印を当て、領中払)

・軽い気持で取逃した時、または給金を請取りながら主人方へ引越さない場合「敲」、(同じ)

・一度の欠落及び主人の金子を博奕に使った者、「重敲」(片髪片眉毛剃り引廻之上五十敲)

亀山藩の方が幕府よりも幾分重い刑であるが最大の都市であった江戸の人口管理と、五万石程の藩のそれとの当然の差であろうか。

次いで幕府の請人に対する刑罰をみてみると、

取逃引負をした奉公人を引渡し、請人の証文がある上で、奉公人がさらに欠落したときに取逃引負金を請人が弁済することが基本で、

・寄子が欠落してきたとは知りながら、その者の宿をし、取逃品を質に置く世話はしたが配分は取らなかった場合、江戸拾里四方追放

・取逃品を預り配分し礼金を受け取り当人を隠置いた請人主、死罪

・奉公人と馴合で欠落させた請人、重敲、二度以上死罪

・数度欠落した寄子を尋ね出さない時、請人江戸払
奉公人よりも請人のほうが重刑であるが、これは奉公契約が請人制を重視していたためである。

このほか幕令に、人の仕業と見える寄子の変死を不存分にしていた者、所払。ただし人の仕業と見えないが変死を訴えてないとき、叱りとある。また奉公人の病気に際しての、請人の非道悪業に対して、幕府は厳しく申し渡している(安永漢要類集六ノ下天明八年)

しかしこれ等、請人・奉公人の不正行為と見られることも、実際にはいろいろの理由があったであらうと思われる。一季奉公人がよく働かないので主人が叱ったところ、雑言を申し立てたので、奉公権が出された。がその主人に対する契約がまだ済んでいないうちに他へ奉公に出たことを知った元主人は、新主人に奉公権を告げた。この時奉公人には請人があったの

で、給金を新主人に払い戻した上で、暇を出された。このため請人・奉公人両人は奉行所へ、少々の過失でこの先々まで奉公構になるのでは、露命をつなぐ方法がないと願ひ出たが、元主人に対する弁済をすませなければならぬと申し渡され、取り上げられなかつた例がある。(8)不正行為とは知りながらも、実際問題としては、奉公に出ないわけにはいかなかったであろうと思われる。

事実、社会の風潮は「稀れに武家奉公を構ひたるともその咎を用ひず、他家にてこれを糺すべくも穩かならざる事にて、見逃し聞き通しに致し置き、また詫び来たれば手輕に赦し遣はし、また先主への問ひ合せなど来たるとても返事は遣はさず、子細あるものを故障なき体に申し遣はすなり」と、武断的戦國的な考え方は通用しなくなるといふ社会的風潮もさることながら、获生徂徠は、請人制そのものが江戸のような大都市では無理であつたと指摘しているのである。

「此段元来ノ制度ノ不_レ宜故也、元来請人ト言コトハ、其初田舎ヨリ起リタルコト也、田舎ニテ請ニ立人ハ百姓ニテ何村誰支配ノ者ト言コトタシカ成コト也(中略)、其法を持来リ御城下ニテ執行フユヘ、行届クベキ様ハ無也、御城下ノ町人ハ町々ニ人別帳アレドモ店ヲ逐立、又自分ヨリ店替スルコト自由也(中略)、請人トハ元来ノ知人ニテモナキニ、僅ノ判銭ノ遣取ニテ請ニ立コト也、(夫故人ヲ立レドモ人主モ亦住所ヲ不定、或ハ名

計有テ実ハ無類也」と。

武家奉公人は、いわゆる士農工商という封建身分のわくからはみだした存在なのであつて、そこに封建的な道德観による債務弁済を義務化されても、実際問題としては、弁済できうる限度があつたのは当然のことであり、さらにそれを職業として何十人もの奉公人を抱えていた人宿にとつては不可能に近いことであつたと思われる。

人宿と寄子が密接不離の關係にあつたことから種々の問題を生じたので、寛政十二年、寄子は自由に請人人宿を替へることが許された。(9)これは不正な人宿を取締る手段の一つであり、奉公人の奉公契約における独自化の傾向を示すものでもあつた。

このように武家奉公人が雇傭面において自由契約化して行く過程にありながら、社会は封建武装を解いてはゐなかつた。それ故社会の各方面に拭いきれぬ程の歪みを生じ、「治マレル世ハ是ニテモ一年宛過行ベキガ、万一國家ニ事アリテ、軍旅征伐ノ役ニ赴ン時ニ、此出替者何ノ用ニカ立ベキ」と指摘されていた軍事力の弱体化が、幕末に至つて表面化したのであつた。

(1) 『三秘集七』(古事類苑政治部)、六二八頁所収

(2) 牧野越中守・石河土佐守間水野對馬守が幕府に差上げた書付の第五(古事類苑政治部)、六五四頁所収

(3) 「市中取締類集市中取締之部」(大日本近世史料所収)三一九頁

- (4) 『政談』三五二頁
- (5) これは貞享四年「総而人宿、又者牛馬宿其外にも生類煩重候得ば、いまだ不_レ死内機捨候様ニ粗相聞候」「享保集成絲繪録三十九」(古事類苑六五九頁所収)という事実がある。
- (6) 「例書ニ」(古事類苑政治部(三)、六三一頁所収)
- (7) 『世事見聞録』八三頁
- (8) 『政談』三四八頁
- (9) (市中取締類集人宿取締之部(一)、(二)。御触書天保集成六五六五。
- (10) 『經濟録』(日本經濟叢書第六、二五九頁所収)

〔一九六七・十二・二十一稿〕